

つというによっている。





う回は、 がななだ 新年度スタート特集です。 読んでみてくださいね。





ピカピカの1 年生を迎え、在校生は、それぞれ1 学年ずつ進級して、新年度がスタートしました。

「こっうがく しんきゅう (大きゅう) (大



みなさんには、小学校で6年間、無償で教育を受ける権利があります。 そのことについて、法律や子どもの権利条約を見てみましょう。

*無償・・・無料のこと







※日本の最高法規

第26条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。 ※子女…子どものこと 義務…しなければならないこと

こ けんりじょうや 子どもの権利条約







第28条【教育を受ける権利】

字どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての字どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。

kodomo



kenri



kodomo



kenri



kodomo



kenri



さて、小学生のみなさんは、『小1プロブレム』 という言葉を聞いたことがありますか? 『小 1プロブレム』? それは何ですか?





小 1 プロブレムとは、幼稚園や保育園を卒園し、4月に小学校へ入学した1 独がはい 年生をめぐる問題のことです。

※支障・・・さしさわること 離席・・・ 蓆から離れること

原因として、幼児教育と小学校教育との違いが指摘されています。例えば、小学校では、45分間の授業の間、ずっと席に使って勉強に集中しなければいけません。しかし、入学したばかりの1年生では無理なので、先生方は、集中できる時間を少しずつ伸ばしていくように授業を工夫しています。



でも

授業に集中できないのは、1年生ばかりではないですよね。みなさんはどうですか?勉強が分からない。 ない こと かってきまって またい。 まわりの友だちがうるさくて集中できない。 まわりの友だちがうるさくて集中できない。 とできょうちゅう とない。 とできょうちゅう とない。 とび 業中、先生が怖い。 など、いろいろな理由があると思います。

もし、困っていることや悩んでいることがあったら、一度、子どもの権利相談室 (やまなしスマイル) に相談してみませんか。困っていることや悩んでいることが少しでも解決できるように、相談員がみなさんと一緒に考えます。



報告

うれんと 令和6年度(R6.4~R7.2)のやまなしスマイルへの相談は次の通りでした。

- ◆のべ100人を超える多くのみなさんから相談がありました。
- ◆相談してきた方は、小学生や中学生、高校生、そして、保護者のお父さんやお母さんでした。中には、 おばあちゃんからの相談もありました。
- ◆ 有談方法は、電話がほとんどでしたが、メールや対面、オンライン、手紙での相談もありました。
- ◆相談の内容は、いじめや不登校で悩んでいること、学校のこと、家庭内のことなど、いろいろでした。



【相談しようかどうか迷っているみなさんへ】 ※ぜひ、気軽に相談してみてください。待っています。





電話・メール・FAX・手紙・オンライン・対面で相談できます。



電話

055-225-3958

FAX

055-223-1509

メール

kodomo-kenri@pref.yamanashi.lg.jp

オンライン・対面

がみ **紙** 〒400-8501 単製菓(ローボースのの)の1-6-1 ではないけんちょうほんかん かい ふくしかない 山梨県 庁本館 5階 こども福祉課内

※予約が必要です。



そうだんじかん相談時間

月曜日~木曜日;午後1時~午後6時

金曜日;午後1時~午後8時

ェゃく 予約はこちらからお願いします。







たくさんの応募 ありがとうございました。 れいわ ねんと **やまなしスマイル 令和7年度スローガン** 『つらいこと ひとりでなやまず そうだんしよう』

<小学1年生の作品です。>